5 コミュニケーションの基本

伝えたいこと	講義の構成
日線、心地よさなどに配慮を話を聴く環境は重要。プライバシー、距離感	■ 話を聴く環境の大切さ
感	

5 コミュニケーションの基本

伝えたいこと	講義の構成
私	■ 「私」を主語にすることで、会話によるコミュニケーションがうまくいくようになる。
を 主 語 に	□ 「あなた」ではなく「私」を主語にすることで、相手に焦点を当てるのではなく自分の感情や自分の気持ちを伝えることができる。相手の気持ちも考えたやりとりの可能性が広がる。
する	□ 「私」を主語にして話すことで、自分の感情に気づきやすくなる。
私を主語にする伝え方を心がけま	■ 我を忘れたやり取りから離れられるかもしれない。
心 が け ま	
るしょう	

【演習③】6 コミュニケーションの基本

獲得目標	●ピアサポートの視点を取り入れたコミュニケーション技法や経験の共有により、ピアサポートでのコミュニケーションの基本や大切さを理解する。
設問	 □ 次の「あなた」を主語にする伝え方 (YOUメッセージ) から「私」を主語にする伝え方 (Iメッセージ) に変えてみましょう ①この前言ってたことと今言ってること、全然違うじゃないですか。どうなってるんですか? ②あなたの身勝手な発言でみんな困ってるんですよ。 ③あなたはいいですよね、言いたいことを言っていればよいのだから。
ファシリの留意点	→委員会にて、意見交換

7 障害福祉サービスの基礎と実際

獲得目標

●障害福祉施策の歴史や障害福祉施策の仕組みを学ぶことで、ピアサポーターが雇用される障害福祉サービスの歴史や現状、その枠組みなどを理解する。

時間 40分

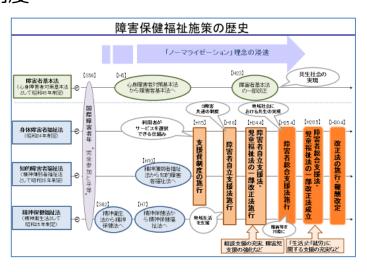
<伝えたいこと>

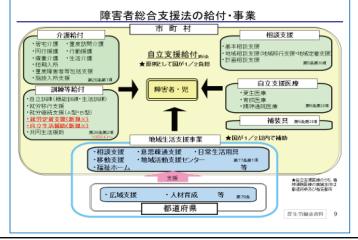
- (1) 障害福祉サービスの歴史 1990年代から福祉制度の見直しが行われ、2006年の障害者自立支援法によっ て、障害ごとだったサービスがひとつのしくみになりました。
- (2) 障害福祉サービスが提供されるしくみ サービス提供のしくみも見直され、相談支援専門員によるケアマネジメント が行われるようになりました。
- (3) 福祉サービスで働く職員
- (4) 多様なピアサポート

出所: 平成30年度 厚生労働科学研究費補助金(障害者政策総合研究事業(身体・知的分野)) 障害者ピアサポートの専門性を高めるための研修に関する研究 基礎研修テキスト(第3版)2019年 3月

障害福祉サービスの基礎と実際 伝えたいこと 講義の構成 障害保健福祉施策の歴史 障害者の権利条約の批准と日本の法制度 障害者総合支援法の給付・事業 障害福祉サ 障害者の権利条約の批准と日本の法制度 国内法整備 • 障害者虐待防止法 憲法 · 障害者優先調達法 ビスの歴史 ·差別解消法 条約批准 ·障害者雇用促進法 身体障害者福祉法·知的障 害者福祉法·精神保健福祉 · 障害者基本法改正 法·発達障害者支援法·児童 福祉法·高次脳機能障害·特 精神保健福祉法改正 国内法 ・社会保障改革プロクラム法 生活保護法の一部改正 定疾患(難病)] 社会障害? ·生活困窮者自立支援法(27 年度から) 千葉県・北海道・岩手県・熊本 ・アルコール健康障害対策 条例 基本法 沖縄県などの障害者条例 出所: 平成30年度 厚生労働科学研究費補助金 (障害者政策総合研究事業(身体・知的分野)) 障害者ピアサポートの専門性を高めるための研修

に関する研究 基礎研修テキスト(第3版)2019年 3月, 令和元年度 相談支援従事者指導者養成研 修会資料





講義の構成

障害福祉サービスの基礎と実際

伝えたいこと 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容 ○ 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、相談支援の質の向上、効果的な就労支援、医療的ケア児への 支援などの障害児支援の推進、感染症等への対応力の強化などの課題に対応 ○ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率: + ○ 56% ※ うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 +0.05% (令和3年9月末までの間) 1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の 障 高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等 (1) グループホームにおける重度化・高齢化に対応するための報酬の見直し · 害 福 強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者に対する支援の評価等 (2) 自立生活援助の整備を促進するための報酬・人員基準等の見直し (3) 地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実を図るための加算の創設 (4) 生活介護等における重度障害者への支援の評価の見直し 祉 重度障害者支援加算の算定期間の延長及び単位数の見直し等 (5)質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し サ 基本報酬の充実 ・ 従来評価されていなかった相談支援業務の評価 等 2 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応 (1) 就労移行支援・就労定着支援の質の向上に資する報酬等の見直し 一般就労への移行の更なる評価等・ 定着実績を踏まえたきめ細かな評価等 (2) 就労継続支援A型の基本報酬等の見直し(スコア方式の導入) (3) 就労継続支援B型の基本報酬等の見直し(報酬体系の類型化) の (4) 医療型短期人所における受人体制の強化 基本報酬の充実 ・ 医療的ケアを必要とする障害児を利用対象者に位置付け 歴 3 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進 (1) 医療的ケアが必要な障害児に対する支援の充実 新判定スコアを用いた基本報酬の創設 ・ 看護職員加配加算の算定要件の見直し (2) 放課後等デイサービスの報酬体系等の見直し 基本報酬区分の見直し より手厚い支援を評価する加算の創設((3)も同様) (3) 児童発達支援の報酬等の見直し (4) 障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し

人員配置基準の見直しソーシャルワーカーの配置に対する評価

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

- 自立生活援助における夜間の緊急対応・電話相談の評価
- ・ 地域移行支援における地域移行実績の更なる評価
- 精神障害者の可能な限り早期の地域移行支援の評価
- 精神保健医療と福祉の連携の促進
- 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進
- ピアサポートの専門性の評価

5 感染症や災害への対応力の強化

- (1) 日頃からの感染症対策の強化や業務継続に向けた取組の推進
 - 威染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底(委員会開催、指針
 - 業務継続に向けた取組の強化(業務継続計画の策定・研修及び訓練の実施)
 - 地域と連携した災害対応の強化(訓練に当たっての地域住民との連携)
- (2) 支援の継続を見据えた障害福祉現場におけるICTの活用
- 運営基準や報酬算定上必要となる会議等について、テレビ電話等を用いた 対応を可能とする。

6 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス 提供を行うための報酬等の見直し

- (1) 医療連携体制加算の見直し
 - 医療的ケア等の看護の濃度を考慮した加算額の設定
- (2) 障害者虐待防止の更なる推進、身体拘束等の適正化の推進 ・ 虐待防止委員会の設置・ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3)福祉・介護職員等特定処遇改善加算等の見直し
 - より柔軟な配分ルールへの見直しによる加算の取得促進
 - 処遇改善加算(IV)及び(V)等の廃止
 加算率の見直し
- (4) 業務効率化のための I C T の活用 (再掲)
- (5) その他経過措置の取扱い等
 - ・ 食事提供体制加算の経過措置の延長
 - ・ 送迎加算の継続(就労継続支援A型、放課後等デイサービス)

出所:厚生労働省「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」(令和3年2月4日) ※東京都一部加工

26